

小田原市立病院 医療事務業務委託に係るプロポーザル評価基準

1. 選定委員会について

提案書の審査は、「小田原市立病院医療事務業務委託に係る選定委員会」にて行う。

当該選定委員会は、病院長を委員長、病院管理局長を副委員長とする計 9 名で構成する。

2. 選定方法について

- ① 提案書及びプレゼンテーションの内容を、評価項目にそって総合評価する。
- ② 評価は、選定委員ごとに配点を合計した結果、第 1 位の評価を最も多く獲得した参加事業者を優先交渉事業者として選定する。
- ③ 次点となった参加事業者を優秀提案事業者として選定する。

3. 評価項目及び評価の着目点について

評価項目及び評価の着目点は次のとおりとする。なお、見積金額評価については、見積上限額に対する割合評価及び見積もり金額の順位評価をもって評価する。

- ① 評価項目の重要度と採点方法・配点は次のとおり。

採点にあたっては、下表「採点方法」のとおり、各評価項目を 5 点満点とし、評価点数に重要度を乗じた数を項目の配点とする。

評価項目		評価内容	重要度	評価点	配点 (満点)
提案内容評価	企業の安定性、受託業務実績等	実績数に応じて、評価する。	2	5・4・3・2・1	10
	統括責任者の資格・資質・経歴等	統括責任者としての資格及び経験が適格であることを評価する。	2	5・4・3・2・1	10
	人員配置計画の妥当性	業務内容を理解し、適切で合理的かつ効率的な人数の従事者を組織的に配置する計画の策定が適切であることを評価する。	4	5・4・3・2・1	20
	トラブル又は災害等緊急時の体制	トラブル又は災害等緊急時に病院運営の継続に向けて迅速な協力体制が取られていることを評価する。	2	5・4・3・2・1	10
	業務受託者間の引継ぎ計画の妥当性	業務受託者間の引継ぎ計画（受託開始前及び受託終了時）の策定が適切であることを評価する。	2	5・4・3・2・1	10
	人材確保の確実性	継続的、安定的な業務遂行が可能な人材確保の対策が取られていることを評価する。 また、従事者の変更が発生した際の教育及び引継ぎ計画が適切であることを評価する。	4	5・4・3・2・1	20
	教育研修の内容、質、回数等	従事者への教育研修体制が適切であることを評価する。	4	5・4・3・2・1	20

個人情報保護の取組み、事故発生時の対応	個人情報保護の具体的な取組みが適切であり、事故発生後の対応が策定されていること	2	5・4・3・2・1	10
診療報酬請求業務の精度向上策	診療報酬請求の精度向上策が具体的に策定されていることを評価する。	5	5・4・3・2・1	25
病院経営に資する具体的提案	継続的な病院経営の寄与に向けた協力体制と具体的提案が適切であることを評価する。	5	5・4・3・2・1	25
患者サービス向上に資する具体的提案	患者本位のサービスの提供が行われ、具体的取組み、体制が取られていることを評価する。	4	5・4・3・2・1	20
地域貢献に関する具体的提案	地域貢献に関する具体的提案が適切であることを評価する。	1	5・4・3・2・1	5
SDGs（持続可能な開発目標）に関する取組み	SDGs（持続可能な開発目標）に関する具体的取組みが適切であることを評価する。	1	5・4・3・2・1	5
その他の提案・取組み		1	5・4・3・2・1	5
見積金額評価		1	5・4・3・2・1	5
評価点数合計			200 点	

② その他

(ア) 全ての評価項目を絶対評価により採点する。

(イ) 評価にあたっては、選定委員個人の持ち点の 65%及び選定委員全員の評価点数の合計の 65%を基準点とする。

※選定委員個人基準点…200 点×65%＝**130 点**

※選定委員合計基準点…200 点×9 名×65%＝**1,170 点**（小数点第 1 位切り上げ）

(ウ) 評価時に 2 名以上の選定委員が選定委員個人基準点に達しない評価をした場合は不適格とする。

また、個人基準点に達しない選定委員が 1 名以下であっても、選定委員の評価点数の合計が選定委員合計基準点に達しない評価となった場合においても不適格とする。

(エ) 選定委員ごとに評価項目の配点を合計し、基準点以上の配点を獲得した参加事業者の順位を決定する。

選定委員ごとに配点を合計した結果、第 1 位の評価を最も多く獲得した参加事業者を「最優秀提案事業者」とし、次点の事業者を「優秀提案事業者」とする。

4. 選定結果の通知

選定結果は、令和 6 年（2024 年）9 月 11 日（水）に全ての参加事業者に対して、個別に書面により通知する。

5. 選定後の手続き

① 最優秀提案事業者として選定された参加事業者は、当院が示した仕様書及び自らの提案した内容を基に、詳細な仕様について当院と協議し、令和 6 年（2024 年）9 月下旬を目途に契約締結を行う。

② 優秀提案事業者は、最優秀提案事業者に事故等ある場合において、契約について協議する。